

連載 発注者からみた官公庁情報システムの現状と課題

第 69 回 自治体情報システムに地方自治法改正という良い意味での衝撃

神奈川県庁 岩崎 和隆

1 はじめに

今更ですが、昨年 6 月に成立した地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の改正内容を説明します。

この改正では、自治体情報システムで注目すべき内容がありました。

2 （余談）この改正で注目されていたこと

余談なので、本稿のテーマからは外れます。ご興味のない方はこの項をとばして次の項に進んでください。

昨年 6 月の地方自治法の改正は、管見の限り、結構話題になっていました。それは、「大規模な災害、感染症のまん延その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における特例」^{※1}を定めるというもので、このような事態のときに国の関与を強めるという内容でした。そのため、賛否両論があったと記憶しています。

3 情報システム関係の改正概要

この点があまりに注目されたため、情報システム関係の改正は目立たなくなったという印象を持っています。

情報システム関係の改正概要は、以下のとおりです^{※1}。

まず、地方自治法第 2 編で「公の施設」という章の次に「情報システム」という章が追加されました。この追加した章では、自治体がコンピュータ・システムを有効利用するとともに、他の自治体や国と協力してコンピュータ・システムの利用の最適化を図るよう努めることとされています。

また、情報セキュリティ対策について、従来、国の関与は技術的助言でした。技術的助言というのは、少なくとも建前上は自治体に対し強制力がないものです。しかし、従前から、国は技術的助言に補助金などを組み合わせて事実上の強制力を持たせてきました。情報システム関係では、情報セキュリティ対策としての自治体のネットワークをマイナンバー利用事務系、マイナンバーを取扱わない内部事務系（LGWAN（エルジーワン）接続系と呼んでいます。）、インターネット接続系の 3 つに分け、これらの相互の通信をしないで分離（三層分離と呼んでいます。）するという対策を講じています。この三層分離は技術的助言です。（なお、この三層分離をやめるという動きがあります。）

情報システム以外では、2020 年に COVID-19 感染症拡大に伴い家計支援として実施され

た特別定額給付金が技術的助言です。国は市区町村に対し、市区町村が住民に 10 万円を配りたければ、国が全額補助しますので、どうぞ制度を活用してください、という技術的助言を行いました。市区町村には、給付しない自由が形式的にはあったのですが、実施しないと、住民から「隣の自治体は給付されているのに、うちの自治体はどうなっているんだ」と怒られるのが目に見えていますから、技術的助言という形式をとりつつ、実質的には国による強制です。

話を戻しますと、情報セキュリティ対策について、今回の改正で総務大臣が自治体に指針を示すことになりました。国の関与が強化されたこととなります。

それから、第 231 条の 4 が改正され、自治体の地方税以外の公金収納のデジタル化が進められることとなりました。

4 情報システム関係に係る今回の地方自治法改正についての私の考え

情報システム関係に係る今回の地方自治改正について、私は、条件付きですが、よいことと考えております。

条件付きというのは、国が物事を決めるときに、自治体の意見をよく聞く、実情をよく把握する必要があると考えるからです。

私が主査（代表）をしている官公庁 4.0 研究会では、現在行われている自治体情報システム標準化・共通化（以下「標準化・共通化」と言います。）は、自治体の意見をあまり聞かないで計画を策定したのでうまく行っていないという指摘がありました。私も同意見です。自治体の情報システムを自治体まかせにするのではなく、国が自治体の実情をよく把握した上で統一の音頭取りをすることは必要と考えます。

また、地方分権という視点では、情報システムは集中処理が向きますので、自治体による施策選択の自由とは別の原理で考えた方がよいと考えます。たとえば情報セキュリティでは、マイナンバー情報提供ネットワークシステムを介して自治体相互などの情報提供がされていますので、それぞれの自治体の情報セキュリティの対策状況が異なっていると、対策の弱いところから情報漏洩しかねません。そのため、情報セキュリティでは、他の業務と異なり、地方分権の程度を弱めることが合理的です。

そして、私は自治体統一システム構想^{※2~4}を提唱しています。

今回の改正で自治体がコンピュータ・システムを有効利用するとともに、他の自治体や国と協力してコンピュータ・システムの利用の最適化を図るよう努めることとされました。今までも、自治体統一システム構想については、地方分権に反するという意見はあまり聞かなかったのですが、今回の改正は自治体統一システム構想にとって追い風と感じています。

国が物事を決めるときに、自治体の意見をよく聞き、実情をよく把握して、今回の地方自治法改正が真に良い意味での衝撃となることを願っています。そして、私自身も本連載や官公庁 4.0 研究会、理系文系の学会発表、メディアへの記事寄稿、講演などの活動を通

して、少しでも今回の地方自治法改正が良い意味での衝撃になるよう、努めていきます。

5 おわりに

(1) お断りとお願い

本稿の内容は、当学会や神奈川県の見解でなく、私の知見と記憶に基づくものです。

本稿へのご助言、ご異論、ご感想、ご質問や、今後取り上げるテーマのご要望をくだされば、大変幸いです。特に、ご異論やご助言は、私の考えをブラッシュアップして下さる、貴重なものです。心より、お待ち申し上げます。

(2) 私への連絡方法

ご意見、ご感想などは、私の連絡先をご存じの方はその方法で、ご存じない方は次の方法で連絡可能です。

researchmap (国立研究開発法人科学技術振興機構が運営しているデータベース型研究者総覧) の Web サイトで私を検索してください。私のページの「ホーム」タブ (最初に表示されるページ) に私への連絡方法を掲載しています。

(3) 官公庁 4.0 研究会が活動を始めました。

今年度、情報システム学会の中に、官公庁 4.0 研究会を設置しました。私が主査 (代表) をしております。昨年 8 月から今月までに 8 回開催いたしました。次回は、6 月 28 日 (土) に「エストニアの電子政府事情とわが国の自治体システムのあるべき姿」というテーマでオンライン開催の予定です。ご興味のある方は「官公庁 4.0 研究会」で検索してください。

※ 1) 総務省, “地方自治法の一部を改正する法律の概要”,

https://www.soumu.go.jp/main_content/000955133.pdf 参照 2025-5-19, 2024.

※ 2) 岩崎和隆, “自治体システム標準化、統一システムでみんながハッピーになる全体最適を実現しよう”,

<https://xtech.nikkei.com/atcl/nxt/column/18/01195/110500109/>参照 2025-5-19, 本音で議論、企業情報システムの「勘所」, 日経クロステック, 2024.

※ 3) 岩崎和隆, “定型業務を半分の人員でこなす、それが DX の第一歩”,

<https://xtech.nikkei.com/atcl/nxt/column/18/01195/092600108/>参照 2025-5-19, 本音で議論、企業情報システムの「勘所」, 日経クロステック, 2024.

※4) 岩崎和隆, “自治体統一システム構想とマイナンバー判例”,
<https://www.issj.net/mm/mm20/01/mm2001-gk-gk.pdf> 参照 2025-5-19, 情報システム学
会メールマガジン, No. 20-01, 2025.